

## 軽油引取税と不正軽油について

軽油引取税とは、バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入など）に対して、1リットルにつき32円10銭が課税される県の税金です。

不正軽油とは、県知事の承認を受けずに、主に灯油や重油を混ぜて、軽油と偽り製造、販売および使用されているものです。

この不正軽油の製造、販売および使用することは法律で禁じられている脱税行為であり、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。

不正軽油を製造、販売および使用すると、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられるほか、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などもすべて罰せられます。

次のような不正軽油に関する情報がありましたら、下北地域県民局県税部までご連絡ください。

- 不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
  - 著しく廉価な軽油を売り込みに来た。
  - 自動車の燃料に灯油や重油を使用している。
- 不正軽油の撲滅にご理解・ご協力をお願いします。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 ☎ 22-8581（内線207）

## 10月1日から7日までは「公証週間」です

「遺言や大切な契約を公正証書が守ります」

「老後の安心は任意後見契約で」

公証人は、国の一機関として、地域住民のみなさんの財産などの権利や生活を守り、中立・公正な立場で、トラブルを未然に防ぐために活躍しています。

法律の専門家である公証人が作成する公正証書は、公文書であり、これによって大切な権利を守り、また、私的紛争の予防を図っています。

公証人の主な業務は、次のとおりです。

- 公正証書で契約書を作って、大切な財産を守ります。
- 公正証書で遺言書を作って、大切な人に遺産を譲ります。
- 公正証書で養育費の給付契約書を作って、子どもの将来を守ります。
- 任意後見契約書を作って、老後の安心を確保します。
- 定款認証で適法な会社を設立します。

手数料は法定されていますので、安心してご利用いただけます。

公証事務に関する相談は無料です。いつでも気軽にご相談ください。

青森県内の公証人役場

青森公証人合同役場 青森市長島一丁目3番17号 阿保歯科ビル4階

☎ 017-776-8273

公証人 本多 裕一郎

【お問合せ】青森地方法務局総務課 ☎ 017-776-6238

村県民税（3期）、固定資産税（3期）、介護保険料（3期）の納期は、

# 10月31日（月）

です。忘れずに納付しましょう！

※諸事情により、納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務係までご相談ください。